

神崎町環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

神崎町は、千葉県の北東部利根川沿いに位置し、農家数346戸、農地面積787ha（田650ha、畑137ha）となっている。

北部地区は利根川沿いの平坦な地域で、大区画ほ場の水田地帯が広がる稲作地帯であり、南部地区は北総台地に連なる丘陵地帯で、多くの畑や山林と谷津田が広がり、露地野菜と稲作が盛んである。本町は、豊かな水と緑、由緒ある社寺や里山など美しい農村景観が広がる地域となっている。

近年、本町においても農業者の減少・高齢化により農業の集約化が進んできており、担い手の育成・確保が急務となっている。又、農業生産面についてみると、堆肥等の施用量が著しく低下してきている等、土づくりがおろそかになる一方で、化学肥料・農薬への過度の依存による環境の悪化が見られるなど、環境との調和のとれた持続的な農業生産が立ち行かない事態が生じてきている。

このようなことから、環境に配慮した適正な施肥や耕畜連携等の環境保全型農業の推進が急務となっており、本町においても、環境保全や安全な農産物の供給を図る観点から、農業が本来有する物質循環機能を活かし、生産性の向上を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した「環境保全型農業」を推進するものである。

(2) 今後の推進方向

本町はこれまでも環境保全型農業を進めるため、稲ワラの鋤き込み・地力増進作物のレンゲ栽培や耕畜連携による堆肥散布を進めてきたところであるが、稲ワラの鋤き込みについては、一定の成果があがったが、地力増進作物の導入及び耕畜連携等においては、いまだ環境保全型農業の取組は点的な取組にとどまっている。

今後は、幅広い農業者の協力を得つつ、基本技術の励行及び生産資材の適正使用と耕畜連携等を積極的に進めることにより、環境保全型農業の面的拡大を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を目指す。

こうした取組みにより、町全体の化学肥料、農薬の投入量を減らし、人と環境に優しい生産基盤の確立と消費者が安心して消費できる安全で良質な農産物の生産を推進していく。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

環境保全型農業を推進するためには、県・町・農業団体・農協・農業者等が一体となって推進する必要がある。このため、千葉県香取農林振興センター、神崎町、神崎町農業委員会、かとり農協により構成されている「神崎町担い手育成総合支援協議会」において、一体的な推進を図る。

(2) 推進方策

① 水稻

水稻は町内のほぼ全域で作付けされており、腐熟の進んだ堆肥を土壌の性質に応じて、適正量を施用し地力の増進を図っていくことが必要である。

施肥については、局所施肥や肥効調節型肥料により肥料利用率を高め、化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことで、慣行の化学肥料の使用量の節減を図っていくことが必要である。

農薬の使用については、要防除水準に基づく適期防除を基本として、物理

的防除と耕種的防除を組み合わせ化学農薬の節減を図っていく。

②ばれいしょ

町内のばれいしょはマルチ栽培ではなく露地栽培が行われており、たい肥等有機質資材の投入などにより地力を増進していくことが必要である。

施肥については、化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことで、慣行の化学肥料の使用量を減少させていくことが必要である。

農薬の使用については、中耕培土による除草により除草剤の使用を削減する。

③大豆

町内の大豆は水田転作大豆が中心であり、普通大豆に加えて黒大豆が栽培されている。土壌肥沃度を高く維持し土壌からの窒素供給を高めるため、たい肥施用等で地力の増進を図ることが必要である。

農薬の使用については、紫斑病、カメムシ類、ヨトウムシ類の発生が多いため、正確な予察による初期防除で最小限の農薬散布を実施していくことが必要である。また、雑草防除においては、中耕培土による除草により除草剤の使用を削減する。

④小麦・大麦

町内の小麦は水田転作小麦が中心であり、高品質の麦生産のための排水対策が重要であり、稲わらや家畜ふんを含むたい肥の施用により、土質の改善を図り総合的な湿害回避対策を行うことが必要である。

施肥については、化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことで、慣行の化学肥料の施用量を減少させることが必要である。また、家畜ふんを含むたい肥を施用する場合は、その肥料成分を考慮した化学肥料の低減化を進める。

農薬の使用については、田畑輪換体系を構築し、化学農薬の節減を図ることが必要である。

⑤さといも

町内のさといもはたい肥等有機質資材の投入や緑肥作物の作付・すき込み等により地力を増進していくことが必要である。

施肥については、肥効調節型肥料の活用や、化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことで、慣行の化学肥料の使用量を減少させていくことが必要である。

農薬の使用については、ハスモンヨトウ等の食害に加え、フェロモン剤の活用、中耕培土による除草により化学農薬の節減を図っていくことが必要である。

3 取組目標

(1) 水稻

①たい肥等有機物資材（たい肥および稲わら）の施用

（H18 町内の70% → H23 町内の80%）

②温湯による種子消毒

（H18 753a → H23 1,500a）

③町内産稲わら飼料生産による循環型農業の推進

（稲わら回収面積 H18 50ha → H23 70ha）

(2) ばれいしょ

①たい肥等有機物資材（牛ふんたい肥）の施用

（H18 300a → H23 1,000a）

②機械除草技術（雑草発生初期の中耕管理）

（H18 300a → H23 1,000a）

(3) さといも

- ①たい肥等有機物資材（たい肥および稲わら）の施用
（H18 1a → H23 400a）
- ②機械除草技術（雑草発生初期の中耕管理）
（H18 1a → H23 400a）

4 作物別生産体系

作目	技術内容	環境保全に関する効果	その他の効果
水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機質肥料（有機物）の施用 ・ 土壌・生育診断に基づく施肥 ・ 地力増進作物（緑肥作物）の導入 ・ 浅水代かき ・ 側条施肥の利用 ・ 肥効調節型肥料の施用 ・ 病虫害発生予察による適期防除 ・ 温湯種子消毒 ・ あぜ塗りの実施 ・ ほ場の均平化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料の削減 ・ 過剰成分の流失抑制 ・ 施肥効率の向上 ・ 農薬散布回数の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の有効利用 ・ 低コスト ・ 良食味
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県での施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底。 ・ 有機質肥料（有機物）の施用 ・ 土壌・生育診断に基づく施肥 ・ フェロモン剤の利用 ・ 天敵昆虫・微生物・対抗植物の利用 ・ 被覆栽培 ・ 減農薬減化学肥料栽培への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料の削減 ・ 過剰成分の流失抑制 ・ 施肥効率の向上 ・ 農薬散布回数の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の有効利用 ・ 低コスト ・ 安全性の高い農産物
花き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌・生育診断に基づく施肥 ・ 通気、かん水、温度等の環境管理 ・ 循環式養液栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料の削減 ・ 農薬散布回数の削減 ・ 地下水、河川汚染の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌・生育診断に基づく施肥 ・ 天敵昆虫・天敵微生物の利用 ・ 病虫害発生予察による適期防除 ・ フェロモン剤の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料の削減 ・ 施肥効率の向上 ・ 農薬散布回数の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性の高い農産物 ・ 有機物の有効利用
畜産	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふん尿の適正な処理と耕種農家との連携による有機質の土壌への還元推進 ・ 良質な堆肥づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物資源の有効利用 ・ 地下水、河川汚染の防止 ・ 悪臭防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の有効利用

附則

この推進方針は、平成19年3月30日から施行する。